

令和3年4月19日

まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年4月16日（金）に本市区域がまん延防止等重点措置の実施区域とされたことに伴い、神奈川県から「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、再び新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、令和3年4月20日（火）からまん延防止等重点措置の期限である5月11日（火）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 本市が主催するイベント等については、国、県の方針及び、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をする。なお、指定管理者が実施するイベント等についても同様の取扱いを原則とする。
なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができる。また、利用者に対し、施設内の飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染症対策の徹底を積極的に周知する。
利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還する。
- 2 原則として、不要不急の外出は控えることを前提に、本市が管理する市民利用施設（スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家、屋外スポーツ施設等）については、利用時間を最大20時までとする。ただし既予約分については、利用者の調整が困難な場合はこの限りではない。具体的な利用時間については各施設の特性に応じて決定する。
- 3 保健衛生・医療対策等の業務に関する職員の応援体制について、応援を必要とする職場や応援人員を出す職場の業務状況等を勘案しながら、適切に対応する。
また、今後の感染者数や医療体制の状況によっては、更なる応援体制の強化も想定され得ることから、庁内においては、引き続き、縮小・休止できる業務の検討を進めておく。
- 4 業務の実施に当たっては、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避け、「人ととの間隔の確保」や「マスクの着用」、「手洗い」や「換気」などの基本的な感染対策を継続する。